

Web3.0 研究会の開催について

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等において「ブロックチェーン技術を基盤とする NFT（非代替性トークン）の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備」が盛り込まれたことを踏まえ、所要の検討を行うべく、Web3.0 研究会（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、デジタル大臣が指名する有識者により構成する。
- 3 会議の座長及び座長代理は、デジタル大臣が指名する。
- 4 座長は、必要に応じ、関係行政機関の長又は職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議の庶務は、デジタル庁において行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。